

大阪市告示第396号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を廃止する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年3月25日

大阪市長 横山英幸

路 線 名	区 間	供用廃止の期日
淀川区第117号線	淀川区塚本4丁目72番の5地から 同 区同 72番の5地まで	告 示 の 日
淀川区第117号線	淀川区塚本4丁目73番の3地から 同 区同 73番の3地まで	告 示 の 日

（建設局総務部管財課）